政令第三百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年九月三十日」を「平成二十七年三月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十八号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子
防衛大臣　江渡　聡徳

地域再生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十九号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件）

第八条　法第十九条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体（同項の規定による指定を行う地方公共団体の長の統括する地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあってはその社員のうちに地方公共団体があることとする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（地域農林水産業振興施設）

第三条　法第五条第四項第四号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。

一　農林水産物を生産する事業

二　地域農林水産物（その施設の所在する地域で生産された農林水産物をいう。以下この条において同じ。）を加工する事業

三　地域農林水産物又はその加工品を販売する事業

四　地域農林水産物を調理して供与する事業

五　地域農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業

附　則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十八号）の施行の日（平成二十六年十二月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十三条及び第百五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令

第一条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「第九十三条」の下に「及び第百五十七条」を加える。

第二条中「は、その施行」を「又はマンション敷地売却事業（同項第九号に規定するマンション敷地売却事業をいう。以下この条において同じ。）を実施する者は、それぞれマンション建替事業の施行又はマンション敷地売却事業の実施」に改め、同条第五号中「、地上権又は賃借権」を「その他の権利」に改める。